

経済的支援に関する検討会における検討事項

1. 経済的支援の理念・目的、財源などに関するもの（併行審議）

【現行の犯罪被害者等給付制度対象者に対する給付水準の引き上げをめぐって（どの程度まで引き上げるべきか、自賠償程度まで引き上げるべきか）】

（1）理念・目的はいかにあるべきか

- ・ 社会の連帯共助、自立支援、国家補償等

（2）財源は何に求めるべきか

- ・ 罰金、追徴金、没収金、特別賦課金を財源にできないか
- ・ 基金を創設することはできないか

2. 経済的支援の内容に関するもの

（1）経済的支援の内容はいかにあるべきか

医療費

- ・ 国が医療の現物給付を行うべきか
- ・ 1年を超える医療費の自己負担分についても国が負担するべきか（医療費の無料化）

医療に関連する費用（保険外診療費、介護費、通院費等）

- ・ 早期支援後の心理的外傷による精神的被害に対する保険外心理療法（カウンセリング等）の費用を国が負担するべきか
- ・ 重度の障害を受けたときの介護費用やリハビリ費用のうち障害者保健福祉施策とは別に支給する必要があるものはあるか
- ・ 通院費・付添費など医療を受けることに付随する費用を国が負担するべきか
- ・ 後遺障害を負った場合に要する費用（補装具費、環境整備費）
- ・ 車椅子・義肢などの補装具費で障害者保健福祉施策とは別に支給する必要があるものがあるか
- ・ 住宅・自動車改造費などの環境整備費で障害者保健福祉施策とは別に支給する必要があるものがあるか

その他、犯罪被害者、家族・遺族への給付

（逸失利益、休業補償、葬儀費、慰謝料等）

- ・ 現行の犯罪被害給付制度では個別の費用や損害を積算せず、用途を限定しない一時金として給付しているが、個別の費用や損害を積算し、あるいは考慮すべきか、考慮すべきとした場合、対象とすべきものは何か（逸失利益・被害者及び介護者の休業補償・葬儀費・慰謝料等）
- ・ 現在、犯罪被害者等給付金は課税されないが、それ以外にも税制上犯罪被害者等を優遇する措置を講ずる必要があるものがあるか

3. 経済的支援の手続、給付方法、管理・運営、法形式に関するもの

(1) 経済的支援制度の手続はいかにあるべきか

請求時効

- ・ 現行の犯罪被害給付制度にあるような裁定の申請期間（被害の発生を知った日から2年、又は被害が発生した日から7年を経過したときは裁定の申請をすることができない）を延長または撤廃するべきか

併給調整

- ・ 犯罪被害給付制度において給付の調整対象となっているもので併給調整の対象から除外すべきものがあるか

遡及適用

- ・ 新制度を過去の犯罪被害者等に遡及的に適用するべきか
- ・ 新制度を過去の犯罪被害によって現在も後遺障害が癒えていない犯罪被害者等に適用するべきか

(2) 給付方法はいかにあるべきか

年金型の給付

- ・ 年金型（又は年金と一時金の併用型）の給付を行うべきか

仮給付

- ・ 迅速に仮給付を行うためにどのような仮払い制度を導入するべきか
- ・ 不支給事由・減額事由
- ・ 犯罪被害給付制度では親族間犯罪における給付制限が緩和されたが（夫婦間での犯罪において、DV法に基づく保護命令が発出されているなどの場合には2/3支給など）更に緩和するべきか

(3) 経済的支援制度の管理・運営はどのように行うべきか

経済的支援に関するアドバイザー制度

- ・ 経済的支援に関してアドバイスを行う制度が必要ではないか

認定機関、不服申立機関

- ・ 公安委員会とは異なる独立の認定機関、不服申立機関を設置するべきか

(4) 経済的支援制度に関する法形式はどのようなものであるべきか

- ・ 新たな経済的支援制度は、犯給法の改正で行うべきか、新規立法で行うべきか

4．経済的支援の対象に関するもの

(1) 経済的支援の対象となる者の範囲はどのようにあるべきか

- ・ 犯罪被害給付制度の対象とされていない、海外で身体犯被害を受けた日本国籍を有する被害者も新たに対象とするべきか
- ・ 犯罪被害給付制度の対象とされている日本に住所を有する外国人以外の外国人も新たに対象に加えるべきか
- ・ 犯罪被害給付制度の対象とされていない、過失犯の犯罪被害者等を新たに対象に加えるべきか
- ・ 犯罪被害給付制度の対象とされていない、財産犯の犯罪被害者等を新たに対象に加えるべきか

(2) 経済的支援の対象とする犯罪被害の程度はどのようであるべきか

- ・ 対象とする傷害の程度を犯罪被害給付制度の重傷害(加療1ヶ月以上、かつ、3日以上入院(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状))から拡大する必要があるものはあるか

5．テロ事件の被害者等に対する特例的措置に関するもの

(1) テロ事件の被害者等に対して特例的措置を講ずるべきか

- ・ テロ事件の被害者等に対して、特例的に一般の犯罪被害者等とは異なる経済的支援の措置を講ずるべきか

6．併せて検討することとされているもの

(1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償の是非

(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

(3) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

本資料は、検討における便宜のため、第6回検討会資料2-1「経済的支援に関する検討会における検討事項(座長案)」を基に、同資料1-1「犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿に関する論点について(とりまとめ資料)」に盛り込まれた論点を事務局においてまとめ直したものである。